

報告事項 2

公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

令和元年度事業報告書

(令和元年7月1日から令和2年6月30日)

1. 事業概要

私たち公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下当協会という）は、社員である土地家屋調査士の不動産に関する専門的な知識と能力を結集し、国民の不動産の表示に関する権利の明確化や不動産取引の円滑化のために、公共事業を中心に適正かつ迅速な処理に寄与する活動を行いました。

社会から必要とされる公益法人として今年度は、地図整備の促進等に係わる受託事業・登記基準点設置事業・境界標埋設事業を中心に取り組みました。一方で新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけて、年度末に予定していた研修会は中止することにしました。当協会が社会と国民から信頼される組織であり続けるため、適切に業務処理を実施しました。

2. 公益目的事業

土地家屋調査士法第63条に基づき設立した、当協会の目的である「不動産に係る国民の権利の明確化」を達成するため、次の活動を実施しました。

イ. 公共嘱託登記に係る受託事業

不動産取引の円滑化のために、各官公署から大量かつ広範囲に発注される嘱託登記業務を能力と組織力を活かし適正かつ迅速な処理を行いました。

本年度は、官公署の嘱託登記業務を83件受託し、業務を完了しました。

ロ. 地図整備の促進に係る受託事業

不動産の現状がどのような形状でどのような区画になっているのかを把握するためには正確な地図が必要となります。しかし、県内の登記所備付地図は都市部の市街化地区においては未整備の地域が多く、不動産取引や公共事業を行う際には境界確認のために多くの費用と時間を要しています。不動産取引の円滑化と国民の権利の明確化を推進するために、地図作成作業を多数の社員が組織的に迅速な処理をし、不動産の境界に関する問題を官民一体となって解決する事で不特定多数の人々の利益に貢献することができます。

本年度は登記所備付地図作成作業として、弘前市桔梗野地区において一筆地調査・測量業務を行い、0.44km²1360筆の地図が整備されました。また、春からは八戸市小中野・柏崎地区において作業を行っていますが、マスクを着用のうえ立会を行っています。

ハ. 登記基準点設置事業

新設基準点として十和田市に2級基準点を6点設置し、成果をホームページに公開しました。ヘリサイン基準点設置に関しては八戸市の防災ハザードマップが完成したため、これに沿って計画することを確認しました。

ニ. 基準点検測量事業

当協会が行った地図整備作業で設置された基準点について、点検測量を行いました。観測したのは、平成27年に設置された弘前市富田地区の基準点2点であり、結果を平成28年度の点検結果とともにホームページで公開しました。2度の点検測量結果による2点間の距離の較差は0.002mであり、基準点の移動はないと見られます。

ホ. 官公署未登記建物の建物表題嘱託登記事業

官公署の未登記建物物件において、官公署と協議の上、協会が自主的に建物表題登記を行い権利の明確化に寄与することを目的としました。昨年度末に作業を行い完了していなかった弘前市修斉小学校舎の建物表題登記は、年度初めに完了しました。今年度の事業として、弘前市高岡の森弘前藩歴史館の建物表題登記を行いました。

ヘ. 境界標埋設事業

登記所備付地図作成作業において1706点の境界標を自主設置しました。これは全体の41%ですが、既設境界標と合わせると現地においてほぼすべての境界を確認することができるようになったため、不動産取引の円滑化と国民の権利の明確化に大きく寄与することができました。

ト. 土地境界や公共嘱託登記に関する知識の普及活動

令和2年6月に登記測量研修会を計画していましたが、新型コロナウイルスの影響で予定していた講師の依頼ができなくなりました。会場確保の問題や参加者の安全を考慮し、今年度の研修会は中止しました。

チ. 登記の現状に関する情報提供

当協会として報告を行う案件はありませんでした。

3. その他

イ. ホームページでの情報提供を随時行いました。

ロ. 地図作成作業において作業状況の共有を行い、安全に気を付けました。

ハ. 新型コロナウイルス対策として書面での決議を利用し、理事が集まる機会を減らしました。